

甲状腺検査結果の詳細情報通知に関する要綱

平成25年11月12日ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センター長制定)
平成28年 1月 8日改正

第1条 この要綱は、放射線医学県民健康管理センター（以下「センター」という。）が福島県の委託を受けて実施する県民健康調査の詳細調査である甲状腺検査（以下「甲状腺検査」という。）結果の詳細な情報を、検査を受けた本人又は本人の法定代理人（以下「本人等」という。）の求めに応じて通知する手続きを定めることを目的とする。

第2条 甲状腺検査の結果の通知を受けた本人等は、必要とするときは、自己（法定代理人の場合にあっては「検査を受けた本人」をいう。以下同じ。）に係る甲状腺検査の一次検査又は二次検査における超音波画像、甲状腺超音波検査レポート（甲状腺の大きさ、結節や嚢胞の大きさや有無等を記載した様式）及び血液等の採取した検体に係る検査結果等（以下「詳細情報」という。）の通知を求めることができる。

ただし、検査に従事する者（法人等を含む）に関する情報は通知しないものとする。

第3条 本人等が詳細情報の通知を求めるときは、甲状腺検査結果の詳細情報通知に関する申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に本人等宛の甲状腺検査の実施通知又は結果通知書の写し（以下「添付書類」という。）を添えて放射線医学県民健康管理センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

第4条 センター長は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が本人等であることを確認の上、申請書を受け付けるものとする。

2 申請書が自己の詳細情報に係るものであることは、申請書の申請者欄又は通知を希望する検査を受けた本人の状況等欄の住所、氏名、法定代理人名等が甲状腺検査受診時のものと一致することを添付書類で確認することにより行うものとする。

3 申請者欄又は通知を希望する検査を受けた本人の状況等欄の住所、氏名等が甲状腺検査受診時の住所、氏名、法定代理人名等と異なるときもしくは添付書類がないときは、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第14条に規定する開示請求の例により本人等の確認をするものとする。

第5条 センター長は、申請書を受け付けた日から30日以内に甲状腺検査結果の詳細情報（通知・非通知）決定書（様式第2号）により、詳細情報の通知の可否を決定するものとする。

2 通知の方法は、閲覧又は写しの交付とし、申請者の希望に添うように努めるものとする。

第6条 詳細情報の通知に要する費用は、センターの負担とする。

第7条 甲状腺検査の詳細情報を本人等に通知するときは、個人情報の保護に十分留意するものとする。

第8条 申請者が本人等と確認できない場合その他申請者に詳細情報を通知すべきでない事由があるときは、センター長は詳細情報を通知しないものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、甲状腺検査の詳細情報通知に関する事務の取扱いに関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月12日から施行する。

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。